

第8期 池田市 高齢者福祉計画 介護保険事業計画

概 要 版



令和3年3月
池田市

計画策定の背景と趣旨

わが国の人口は、総人口が減少に転じる中、今後ますます高齢化が進展し、令和7年（2025年）には日本経済を担ってきたいわゆる団塊の世代すべてが75歳以上の後期高齢者となります。その後、令和22年（2040年）に向けて、介護ニーズの高い85歳以上の方が急速に増加し、1,000万人を超えると見込まれています。

このような状況の中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、「医療、介護、介護予防、住まい及び自立に向けた生活への支援」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を本市の実情に応じて、さらに深化・推進していくことが重要となります。

令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期 池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた介護保険事業の動向に加えて、近年の災害発生状況や、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた高齢者を守る体制整備なども考慮しながら、子ども・高齢者・障がい者などすべての人が地域に暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、本計画を策定することとしました。

計画の期間

第8期計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

また、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7年（2025年）に向けた地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する令和22年（2040年）の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて計画に位置付けることが求められています。

■計画の期間



施策の体系

基本構想

- 地域住民がお互いに支え合い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるまちづくり
- 介護が必要な状態になっても自分らしく生きがいを持って暮らせるまちづくり

令和7(2025)年
令和 22(2040)年を
見据えた本市の
地域社会の姿

重点目標

取り組み内容

- 支え合いの中でふれあい豊かに暮らす
- 住み慣れた地域で安心して暮らす
- いつまでも健康でいきいきと暮らす

介護予防・
生きがいづくりの推進

1. 介護予防・健康づくりの推進
2. 生きがいづくりへの支援

地域における包括的な
支援体制づくり

1. 在宅生活の推進
2. 地域におけるネットワークの充実
3. 地域包括支援センターの機能強化
4. 在宅医療・介護連携の推進
5. 地域における自立した生活の支援
6. 安全・安心な住環境の充実

認知症施策の推進

1. 認知症に関する理解促進
2. 認知症支援体制の強化

高齢者の尊厳への配慮と
権利擁護の推進

1. 高齢者虐待防止への取り組みの推進
2. 高齢者の権利擁護の推進

適切な介護サービスの
提供と質の向上

1. 介護保険サービスの充実
2. サービスの質向上に向けた取り組み
3. 介護保険制度の円滑な運営のための仕組みの充実

重点目標

1 介護予防・生きがいづくりの推進

- 市民の主体的な健康づくりへの支援を推進し、市民一人ひとりが人生の早い段階から健康的な生活習慣を身につけ疾病予防や介護予防に取り組むことで、生涯にわたって心身ともに健やかに暮らし続けることができる環境づくりを図ります。
- 介護予防をより効果的に行うため、KDBシステム等を活用し、高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を把握し、保健事業と介護予防を一体的に推進するほか、高齢者の有する能力を最大限に発揮できる支援が実践できるよう、地域での介護予防活動にリハビリテーション専門職を積極的に活用します。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、介護予防だけでなく、認知症予防の観点も踏まえた通いの場の取り組みについて検討します。
- 個々の状態に応じた介護予防の実施のほか、介護予防・日常生活支援総合事業を通じた市民の健康づくりや、地域コミュニティの強化を目指した取り組みを推進します。
- 高齢者のライフスタイルや多様なニーズを踏まえた生きがいづくりや社会参加、社会貢献活動などの充実を図ります。
- これまで高齢者が培ってきた経験や知識を活かし、高齢者と子どもなど、多世代が交流・協働する取り組みを充実する等、高齢期を迎えても、自分らしく生きがいを持てる地域づくりを推進します。

2 地域における包括的な支援体制づくり

- 介護予防や生活支援サービスを必要とする方がニーズに応じて適切に利用できるよう、保健・医療・介護・福祉サービスのほか、NPO団体やボランティア等各種サービスが連携し包括的に提供される仕組みを整備します。
- 地域を基本とした支援を一層推進するため、地域包括支援センターの機能・体制強化を目指し、実施事業の評価に基づく職員の確保や資質の向上などに計画的に取り組めます。さらに、保健・医療・介護・福祉の関係機関や団体等各主体間の連携をコーディネートし、ネットワークの充実や地域ケア会議のケアマネジメント力を向上させることで、地域や個々の課題の発見・解決を目指すとともに、地域づくりにおける資源開発を図ります。
- 制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、地域住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を目指します。高齢者だけでなく、障がい者、生活困窮者等の支援を必要とする人が、各分野の枠を超えて柔軟に相談できる窓口があり、行政や福祉関係者、住民同士の支え合いによって適切な解決を図ることができるような地域づくりを推進します。
- 令和2年3月に作成した「池田市版在宅医療ロードマップ」を踏まえ、池田市医師会、市立池田病院等との連携強化により、在宅医療・介護連携を推進します。

3 認知症施策の推進

- 認知症になっても本人とその家族が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症に関する理解・知識の普及啓発、本人発信支援に取り組みます。
- 地域全体で認知症の方やその家族を支えていけるよう、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の早期発見・早期対応のための体制づくりに引き続き取り組み、認知症の方が地域の見守りの中で安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 高齢化とともに認知症の方も増加し、家族の負担も増すことが懸念されることから、家族に対する支援として、精神的負担軽減の取り組みや、地域密着型サービスを主とした介護サービスを充実させ、支援体制を強化します。
- 生活のあらゆる場面で、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを推進します。

4 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進

- 高齢者虐待には、身体的虐待のほか、心理的虐待や介護・世話の放棄・放任、経済的虐待等も含まれます。このような高齢者虐待への対策については、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）の趣旨を踏まえ、市民へ的高齢者虐待の理解促進のための啓発を推進するとともに、地域の関係機関・団体と連携したネットワークを強化し、虐待防止をはじめ、地域で気軽に相談できる窓口の設置など、虐待の早期発見・早期対応ができる体制を推進します。
- 成年後見制度の利用促進や消費者被害の防止等、認知症や精神障がいなどにより判断能力に不安のある高齢者の権利を擁護する取り組みを推進します。

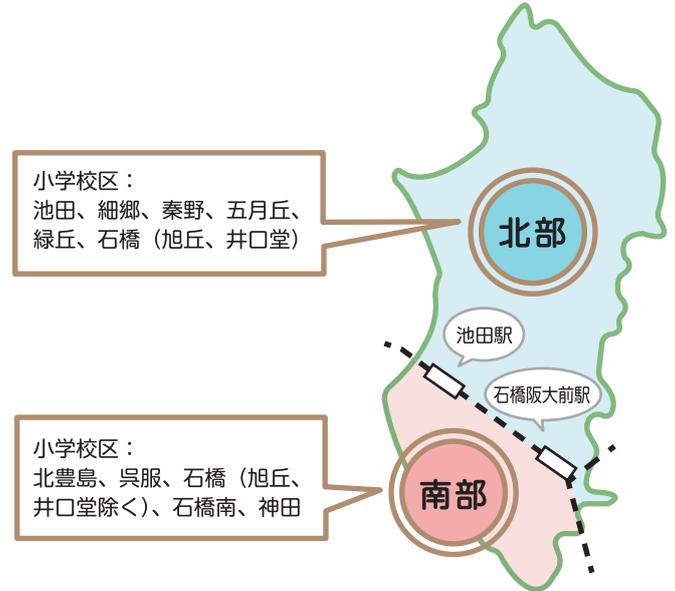
5 適切な介護サービスの提供と質の向上

- 今後、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、在宅での医療ニーズなどの高まりを踏まえ、高齢者が尊厳のある生活を継続できるよう、本市では地域密着型サービスをはじめ、池田市医師会・池田市歯科医師会・池田市薬剤師会に働きかけ、市立池田病院等の社会資源を活用しながら、医療と介護が連携したサービス提供体制の整備に引き続き取り組みます。
- 高齢者が住み慣れた地域で、安全・安心な生活を送るための基盤となる住まいを確保し、ニーズに応じた生活を送れるよう整備を進めていきます。
- 介護保険や保健福祉サービスについては、市民が安心して質の高いサービスを選択できるよう、制度やサービス等に関する情報提供・相談体制の充実、経済的な負担軽減、介護従事者の人材確保など利用者支援の仕組みを充実していきます。
- 給付の適正化やサービス提供事業者に対する指導・助言の強化、介護従事者に対する研修の充実など、サービス全体の質の向上に向けた取り組みを推進し、持続的な介護保険制度の推進に取り組みます。

3 高齢者の現状と今後の動向

日常生活圏域の考え方

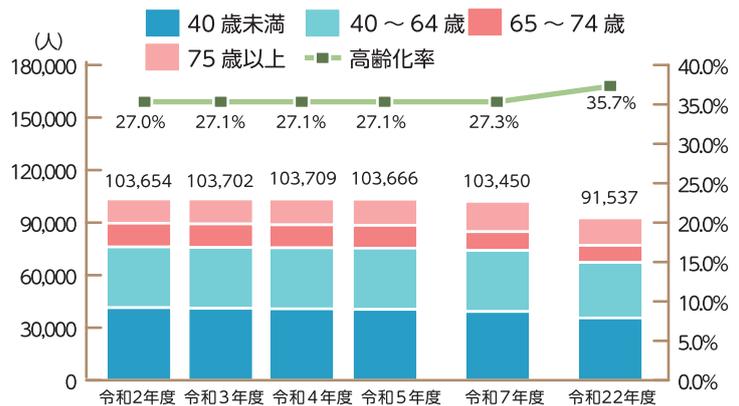
日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも暮らせるよう、人口、小学校区、生活形態、地域活動等を考慮し、市内をいくつかの日常生活の圏域に分け、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備やその他の条件を総合的に勘案して定める区域のことで、本市では「北部」と「南部」の2圏域としています。



人口の推計

人口の推計をみると、令和2年度から令和5年度まで概ね横ばいで推移しますが、令和7年度（2025年度）には若干減少し、令和22年度（2040年度）には大幅に減少する見込みです。

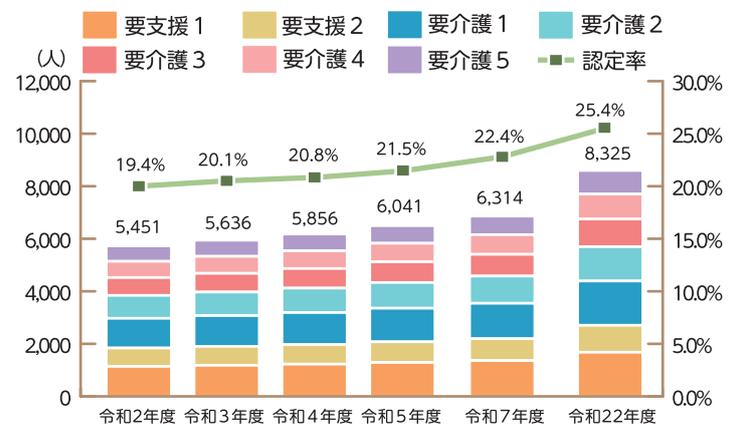
高齢化率については、令和7年度（2025年度）までは、概ね横ばいで推移しますが、令和22年度（2040年度）には35.7%まで大幅に上昇する見込みです。



要支援・要介護認定者数の推計

認定者数は今後も増加傾向にあり、令和5年度には6,041人、令和7年度（2025年度）には6,314人となる見込みです。

認定率についても、今後も上昇傾向で推移し、令和5年度には21.5%、令和7年度（2025年度）には22.4%となる見込みとなっています。



4 第8期計画における施策の展開

重点目標1 介護予防・生きがいの推進

1. 介護予防・健康づくりの推進

- 第3次大阪府健康増進計画及び健康いけだ21（第2次池田市健康増進計画・食育推進計画）との整合性を図りながら、市民一人ひとりが主体的な健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、社会全体で個人の健康を支える環境づくり、環境整備に努め、すべての市民が生涯を通じて健康に暮らせることを目指します。
- 高齢者が要介護状態となることの防止及び要介護者の状態の維持・改善とともに、高齢者の社会参加を促すものとして、介護予防の効果的な推進を図ります。介護予防の推進にあたり、介護予防のための通いの場等を、年齢や心身の状態像等によって分け隔てることなく、誰もが利用しやすい拠点として充実させることにより、介護予防を普及させ、地域における自主的な活動につながるよう支援していきます。また、介護予防を通じて身近な場所で身近な人とのつながり・交流を持ち、活動の場が拡大していくような地域づくりを推進していきます。

■健康づくりの推進

- ・市民の主体的な健康づくりと生活習慣病等の予防への支援
- ・健康に関する知識の普及啓発（健康教室）
- ・健康診査、がん検診等の各種検診の受診促進や保健指導の充実

■介護予防の促進

- ・介護予防の普及啓発 ・介護予防の効果的な推進
- ・地域における介護予防活動への支援と活性化 ・通いの場の拡充

2. 生きがいの推進

- 高齢者の生きがいの場や居場所づくりを支援するため、敬老会館などの高齢者福祉施設において高齢者の趣味や趣向に応じた活動の機会や場所を充実させます。また、これらの施設を住民参加型で実施する介護予防教室や交流の拠点として活用し、高齢者の自立を支援するとともに、社会参加を促進し、閉じこもりを防止します。
- 就労意欲のある高齢者に対し、公益社団法人池田市シルバー人材センターを通じた就労支援を行います。高齢者の豊かな経験や知識・技能を有効に活用することで地域社会への貢献につなげていきます。これらのことを高齢者の生きがいにつなげていくことで、ボランティアの新たな担い手の創出や地域活動への参加を促進します。
- 多年にわたり社会に貢献してこられた高齢者に対して敬意の意を表し、市として長寿を祝福するとともに、高齢者自らの生活意欲の向上を目指すことを目的とした事業を引き続き実施します。

■主体的な取り組みへの支援

- ・敬老会館 ・高齢者菜園 ・ふれあいサロン ・スポーツ・レクリエーション活動の充実
- ・友愛クラブ連合会活動への支援 ・施設循環福祉バス

■高齢者の社会貢献への支援

- ・高齢者の就労支援 ・就労的活動支援コーディネーターの配置 ・ボランティアの育成

■敬老事業の充実

- ・長寿祝金 ・公衆浴場優待入浴

重点目標2 地域における包括的な支援体制づくり

1. 在宅生活の推進

- 在宅生活の推進にあたっては、家族の介護負担が増幅することが懸念されます。今後は高齢化に伴い「老老介護」や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」の増加も考えられます。また、家族介護者は働き盛りの世代であることも多く、介護のために離職せざるを得ない状況となることは、世帯の生活状況にも大きな影響を与えることにつながります。
- 要介護者が在宅生活を継続できるよう、家族介護者の精神的・身体的負担を軽減するための支援に努めます。

■家族介護者への支援の充実

- ・介護者のレスパイトケアの充実
- ・介護離職ゼロに向けた取り組みの推進
- ・介護サービスの利用促進

2. 地域におけるネットワークの充実

- 日常的に地域の中で支え合いや助け合いの取り組みが機能する環境づくりに努めます。地域の福祉ネットワークの機能の拡充を図り、相談支援の充実をはじめ、ひとり暮らし高齢者等の孤立防止や虐待の早期発見・早期対応など、高齢者が地域で安心して暮らすことができる地域福祉活動を推進します。
- 大震災の発生等が予測される中、高齢者や障がい者等、一人で避難することが困難な方すべてに避難の支援の手が行き届くよう、災害時の避難行動要支援者支援体制を充実させます。災害発生後においても、必要な方へサービスが提供されるよう対策を講じます。
- 令和2年の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、高齢者の感染防止を図ります。また、外出機会の減少や通いの場の規模縮小など、高齢者が社会から孤立することのないよう、地域とのかかわりの機会を確保します。

■地域での見守り・セーフティネットの充実

- ・地域の見守り体制の強化
- ・サービスへの「つなぎ」のための仕組みの充実
- ・高齢者の孤立防止への取り組み

■災害時の対応

- ・避難行動要支援者の避難行動支援の充実
- ・災害時における福祉サービス等の継続

■感染症対策

- ・感染症対策に係る体制の整備



3. 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括ケアシステムの中核的役割を担う地域包括支援センターが、地域の身近な相談窓口としてそのケアマネジメント機能を十分に発揮できるよう、市と地域包括支援センターで連携を図りながら体制強化、資質の向上に努めます。
- 高齢者の状態の変化に応じて適切な保健・医療・介護・福祉サービスが受けられるよう、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し必要な相談・支援を行い、要介護者本人や家族が必要なときに必要な社会資源を切れ目なく活用できるように援助します。
- 地域包括支援センターを中心として多職種が情報提供・共有をする場である「地域ネットワーク会議（地域ケア会議）」により、地域課題や高齢者の個々の課題の把握と、地域資源の発掘に努めます。自立支援・重度化防止に向けた「自立支援型ケア会議」を開催し、自立支援型ケアマネジメントの強化に努めるほか、事業者連絡会議を充実させることにより介護サービスの利用に係る体制の整備を行います。

■地域包括支援センターの体制強化

- ・機能の充実 ・市との連携強化 ・地域包括支援センターの普及啓発
- ・地域包括支援センターの圏域の見直し ・定期的な点検と評価

■地域包括支援センターの資質の向上

- ・3職種の連携強化 ・ケアマネジメント力の向上（研修等）
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上

■関係機関等の連携強化

- ・地域ネットワーク会議（地域ケア会議）の充実 ・事業者連絡会議の充実

4. 在宅医療・介護連携の推進

- 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加に伴い、自宅での慢性疾患の療養やターミナルケア等増幅する在宅医療ニーズに対応するため、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及等を通じた在宅医療の充実を図ります。
- 医療機関との連携を強化し、訪問医、訪問歯科医や認知症専門医などの地域の医療情報の収集と提供を推進します。

■在宅医療の推進

- ・在宅医療に関する相談・情報提供の充実 ・かかりつけ医の普及

■医療・介護連携の推進

- ・関係機関と連携した在宅療養生活の体制整備 ・地域の医療・介護の資源の把握
- ・在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ・医療・介護関係者の情報共有の支援 ・在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ・医療・介護関係者の研修 ・地域住民への普及啓発
- ・在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

5. 地域における自立した生活の支援

- 介護予防・生活支援サービス事業を実施する中で地域の実情に応じた取り組みを行います。従前相当サービス（訪問介護・通所介護相当のサービス）の代わりとなるサービスとして、多様な担い手（元気高齢者の住民互助活動含む）によるサービスや従前相当サービスの基準を緩和したサービス（緩和型サービス）、リハビリテーションの専門職が集中的に関わることで生活機能の向上を図るサービス（短期集中予防サービス）などの展開について、本市独自のサービスを検討していきます。本事業を適切かつ効率的に実施するため、各々のサービスごとにその内容に応じた運営基準やサービス単価、利用者負担額（利用料）を定めます。
- ひとり暮らしなどで、日常的に見守りや介護予防が必要で上記事業の対象とならない高齢者に、見守りや介護予防等を兼ねた生活支援サービスを引き続き提供し、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援していきます。また、これらの支援を通じて、何かあったときに相談ができるような地域づくりを進めていきます。

■介護予防・生活支援サービス事業の推進

- ・訪問型・通所型サービス

■生活支援サービスの充実

- ・緊急通報体制等整備事業 ・高齢者デイサービス（街かどデイハウス事業）
- ・紙おむつ給付事業 ・日常生活用具の給付・貸与 ・救急医療情報キットの配布
- ・高齢者見守り事業 ・見守りホットライン設置事業

■サービス提供体制の整備

- ・生活支援コーディネーター、協議体の設置

6. 安全・安心な住環境の充実

- 安全・安心に自立した生活を送るための基盤となる住まいは、高齢者の状態や生活課題などに配慮した整備・充実が求められることから、福祉施策と住宅施策とを連携しながら介護を必要とする高齢者にも対応できる住まいの確保に努めます。
- 住居だけでなく生活スペースとなるまちづくりにおいても、高齢者の外出の妨げとならないようバリアフリー化を推進し、高齢者の安全・安心な外出を支援していきます。

■住まいに関する安全・安心の確保

- ・サービス付き高齢者向け住宅等の高齢期の住まいの充実
- ・養護老人ホームの見直し ・軽費老人ホーム、ケアハウスの見直し

■高齢者が暮らしやすい生活環境の整備

- ・バリアフリーの推進

重点目標3 認知症施策の推進

1. 認知症に関する理解促進

○認知症は誰もがなりうることから、認知症の方やその家族が地域の住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症に対する地域の理解を深めていく事が重要です。また、地域共生社会を目指す中で、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をとともに創っていくことが必要です。認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職場で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めるとともに、市民に対する普及啓発を進めていきます。

■認知症に関する理解促進

- ・認知症に関する知識の普及啓発 ・本人発信支援
- ・認知症サポーター100万人キャラバンの推進

2. 認知症支援体制の強化

○認知症の早期発見のため、認知症初期集中支援チームや地域住民による見守りのネットワークを充実させます。また、かかりつけ医など関係機関との連携を図り的確な診断・助言につなげることや、認知症ケアパスの普及、認知症地域支援推進員の調整機能を強化することにより、認知症の容態に応じて早期に適切な支援の提供が行われるよう努めます。

○認知症の方も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取り組みを進めることが重要です。認知症の方の多くが、認知症になることで、買い物や移動、趣味の活動など地域の様々な場面において、外出や交流の機会が減少している実態があります。このため、移動、買い物、金融手続き、公共施設の利用など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で安全に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを推進します。

■早期発見・早期対応、医療体制の整備

- ・認知症初期集中支援チームの推進 ・認知症ケアパスの普及啓発 ・地域住民による見守り
- ・かかりつけ医等関係機関との連携 ・認知症サポート医との連携 ・関係機関の連携強化
- ・認知症地域支援推進員による支援の推進

■家族に対する支援の充実

- ・精神的負担軽減の取り組み ・地域密着型サービスの充実

■若年性認知症の人への支援

- ・若年性認知症への支援の強化

■「認知症バリアフリー」の推進

- ・認知症バリアフリーの推進

重点目標4 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進

1. 高齢者虐待防止への取り組みの推進

○高齢者虐待防止ネットワークによる関係団体・機関等の連携を強化し、虐待を受けている可能性のある高齢者の早期発見や、虐待を受けた高齢者やその家族に対し適切な支援を行うための対応力の向上を図ります。また、高齢者虐待防止ならびに早期発見・早期対応のための取り組みを推進します。

- ・ 高齢者虐待防止のための啓発の推進
- ・ 高齢者虐待防止ネットワークの推進
- ・ 施設における虐待の防止

2. 高齢者の権利擁護の推進

○判断能力が不十分な方の権利を保護する制度について、より一層の周知を図るとともに、制度の利用を必要とする方が適切に活用することができるよう、関係機関と連携し相談体の充実や制度利用の支援を行います。

○高齢者の消費者被害の防止については、関係機関等との連携により、注意喚起等の被害予防の啓発とともに、相談窓口の充実、周知を図ります。

- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 日常生活自立支援事業（池田市社会福祉協議会）
- ・ 生活困難な高齢者の支援
- ・ 消費者被害防止のための取り組み

重点目標5 適切な介護サービスの提供と質の向上

1. 介護保険サービスの充実

○介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の実情や高齢者のニーズに応じ、居宅サービス及び地域密着型サービスに重点をおいたサービス提供基盤の充実を図ります。

○介護保険の各サービスについては、利用者のニーズ等に基づき量的な整備目標を設定し、利用見込みに応じた提供量とその安定的な供給体制の確保・充実に引き続き取り組みます。

- ・ 共生型サービスの位置づけ
- ・ 介護医療院への転換希望等の対応
- ・ 地域医療構想との整合性の確保

2. サービスの質向上に向けた取り組み

- 利用者に適切なサービスが提供されるよう、本市に指定・指導権限がある地域密着型サービスについては権限を適正に行使するとともに、広域型の施設・居宅サービスなどについては大阪府ならびに2市2町（池田市・箕面市・豊能町・能勢町）が共同で設置している広域福祉課と連携しながら、サービス提供事業者に対する指導や監査などを必要に応じ実施していきます。
- サービス利用にあたっての苦情・相談に対しては、地域包括支援センターをはじめ民生委員・児童委員、地区福祉委員、介護サービス相談員等との連携を強化し、サービスに対する不満や苦情について把握できる体制の充実を図ります。
- サービスの質を維持・向上させるためにはサービスの従事者の確保が重要であり、大阪府やサービス提供事業者等との連携を図りながら、介護人材等の確保対策を積極的に実施するとともに、介護職員の育成・定着に向けた支援に努めていきます。

■介護サービス事業者に対する指導・助言等の実施

- ・事業者への指導・助言
- ・施設等における虐待防止の取り組み
- ・個人情報の適切な利用

■介護サービスに対する苦情・相談体制の充実

- ・介護サービス相談員活動の推進
- ・不服申し立てに対する対応
- ・障がい者からの相談支援体制の充実

■介護人材の育成・確保

- ・介護人材の確保
- ・ボランティアの育成

3. 介護保険制度の円滑な運営のための仕組みの充実

- 高齢化に伴うニーズの急増により、介護保険制度の持続可能性が危惧されています。制度の持続のためにはサービス提供の過不足をなくすことが重要であることから、介護保険給付の適正化を図り、サービスの質の向上を目指します。
- サービスを必要とする方に適切なサービスが行き届くよう、低所得者対策の推進や介護サービスについての周知を図ります。

■介護給付適正化に向けた取り組み（介護給付適正化計画）

- ・認定調査員の資質の向上
- ・認定調査結果の精度の向上
- ・介護認定審査会の審査結果の平準化、審査結果の精度の向上
- ・ケアプランの点検
- ・住宅改修の適正化
- ・福祉用具購入・貸与調査
- ・医療情報との突合
- ・縦覧点検
- ・介護給付費通知の送付
- ・給付実績の活用
- ・介護保険事業に関する評価の実施

■低所得者等の負担軽減

- ・「社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業」に対する助成の実施

■介護サービスの普及啓発の充実

- ・市民への情報提供

介護保険サービス利用者数の見込み

● 介護予防サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護 予 防 サ ー ビ ス	①介護予防訪問入浴介護					
	(人/年)	0	0	0	0	0
	(回/年)	0	0	0	0	0
	②介護予防訪問看護					
	(人/年)	1,740	1,800	1,848	1,920	2,304
	(回/年)	14,154	14,638	15,007	15,605	18,864
	③介護予防訪問リハビリテーション					
	(人/年)	228	228	240	252	312
	(回/年)	2,579	2,579	2,722	2,864	3,511
	④介護予防居宅療養管理指導					
	(人/年)	876	912	936	972	1,164
	⑤介護予防通所リハビリテーション					
	(人/年)	1,188	1,236	1,272	1,320	1,560
	⑥介護予防短期入所生活介護					
(人/年)	48	48	48	48	60	
(日/年)	228	228	228	228	295	
⑦介護予防短期入所療養介護						
(人/年)	0	0	0	0	0	
(日/年)	0	0	0	0	0	
⑧介護予防福祉用具貸与						
(人/年)	6,036	6,252	6,420	6,684	8,004	
⑨特定介護予防福祉用具販売						
(人/年)	132	132	144	144	180	
⑩介護予防住宅改修						
(人/年)	180	192	192	192	240	
⑪介護予防特定施設入居者生活介護						
(人/年)	300	324	324	336	396	
⑫介護予防支援						
(人/年)	7,872	8,160	8,376	8,712	10,428	
地域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス	①介護予防認知症対応型通所介護					
	(人/年)	12	12	12	12	12
	(回/年)	41	41	41	41	41
	②介護予防小規模多機能型居宅介護					
	(人/年)	156	180	180	204	108
	③介護予防認知症対応型共同生活介護					
(人/年)	0	0	0	0	0	

● 介護サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅サービス	①訪問介護					
	(人/年)	14,496	14,964	15,600	16,512	24,072
	(回/年)	507,030	522,102	548,309	585,994	918,078
	②訪問入浴介護					
	(人/年)	624	648	696	756	1,308
	(回/年)	3,482	3,612	3,859	4,213	7,338
	③訪問看護					
	(人/年)	9,336	9,636	10,068	10,692	15,960
	(回/年)	96,974	100,049	104,759	111,481	169,295
	④訪問リハビリテーション					
	(人/年)	348	372	396	420	636
	(回/年)	4,398	4,704	5,016	5,302	8,040
	⑤居宅療養管理指導					
	(人/年)	13,416	13,824	14,472	15,420	23,676
	⑥通所介護					
	(人/年)	9,756	10,116	10,512	11,112	15,912
	(回/年)	88,915	92,137	95,840	101,389	146,314
	⑦通所リハビリテーション					
	(人/年)	2,160	2,244	2,340	2,472	3,588
	(回/年)	14,731	15,307	15,985	16,909	24,816
⑧短期入所生活介護						
(人/年)	3,024	3,120	3,276	3,504	5,436	
(日/年)	38,393	39,569	41,686	44,714	71,009	
⑨短期入所療養介護						
(人/年)	48	132	132	132	240	
(日/年)	486	1,306	1,306	1,306	2,378	
⑩福祉用具貸与						
(人/年)	18,864	19,512	20,388	21,696	32,604	
⑪特定福祉用具販売						
(人/年)	300	312	336	348	516	
⑫住宅改修						
(人/年)	228	252	252	276	408	
⑬特定施設入居者生活介護						
(人/年)	2,328	2,436	2,520	2,640	3,648	
⑭居宅介護支援						
(人/年)	28,044	29,004	30,252	32,052	46,776	

5 介護保険事業の今後の見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
	(人/年)	48	48	60	60	96
	②夜間対応型訪問介護					
	(人/年)	0	0	0	0	0
	③地域密着型通所介護					
	(人/年)	6,852	7,068	7,356	7,776	11,076
	(回/年)	58,990	60,820	63,337	67,010	96,198
	④認知症対応型通所介護					
	(人/年)	540	564	588	624	936
	(回/年)	4,459	4,675	4,852	5,156	7,657
	⑤小規模多機能型居宅介護					
	(人/年)	1,176	1,260	1,344	1,560	2,064
⑥認知症対応型共同生活介護						
(人/年)	2,196	2,412	2,412	2,412	2,412	
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護						
(人/年)	288	288	288	288	288	
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
(人/年)	564	912	912	912	912	
⑨看護小規模多機能型居宅介護						
(人/年)	156	192	228	300	300	
施設サービス	①介護老人福祉施設					
	(人/年)	4,752	4,752	4,752	4,752	4,752
	②介護老人保健施設					
	(人/年)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
③介護医療院(令和7年度は介護療養型医療施設を含む)						
(人/年)	108	108	108	108	108	
④介護療養型医療施設						
(人/年)	0	0	0			



施設・居住系サービスの見込み

第8期計画期間における施設・居住系サービスの整備数は以下のとおりです。

○ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

本市の当該施設に係る整備状況は、第7期計画最終年度時点で計16か所（定員合計183名）の整備が行われています。第8期計画期間においては、令和4年度に新たに1か所（18床）を整備します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
整備箇所数	—	1か所	—
整備床数	—	18床	—

○ 地域密着型介護老人福祉施設

本市の当該施設に係る整備状況は、第7期計画最終年度時点で計2か所（定員合計47名）の整備が行われています。第8期計画期間においては、令和4年度に新たに1か所（29床）を整備します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
整備箇所数	—	1か所	—
整備床数	—	29床	—

【第7期中の池田市内の高齢者入所施設】

	箇所数	整備済み箇所数 (見込み含む)
介護保険施設		
介護老人福祉施設	5	396
介護老人保健施設	2	200
特定施設		
特定施設(介護保険適用の有料老人ホーム)	5	249
特定施設(ケアハウス)	1	30
地域密着型サービス		
小規模多機能型居宅介護(宿泊できる床数)	6	41
認知症対応型共同生活介護	16	183
地域密着型特定施設(介護保険適用の有料老人ホーム)	1	24
地域密着型介護老人福祉施設(小規模特養)	2	47
看護小規模多機能型居宅介護(宿泊できる床数)	1	9
その他施設		
介護老人福祉施設(短期入所生活介護)	8	135
養護老人ホーム	1	50
軽費老人ホーム	1	50
ケアハウス	2	20
住宅型有料老人ホーム	7	289
サービス付き高齢者向け住宅	8	377
合計	66	2,100

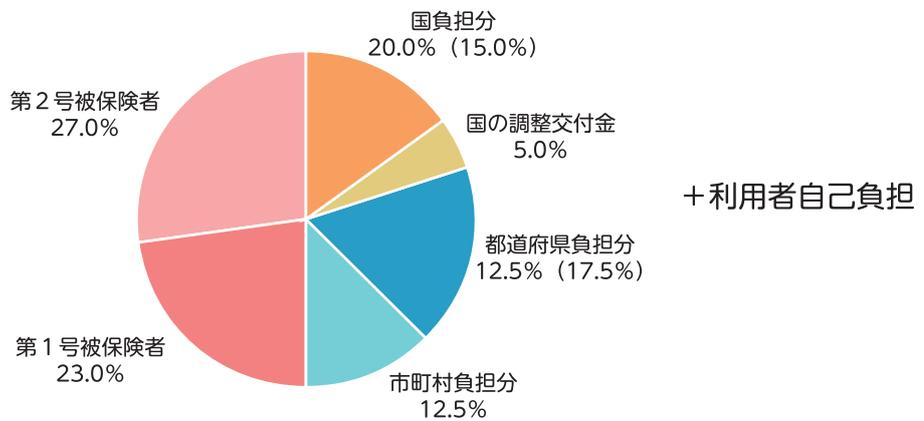
第1号被保険者保険料の算定

● 財源構成

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者自己負担を除いて、50%が公費、50%が保険料で賄われます。第8期計画期間において第1号被保険者は、保険給付費の23%を保険料として負担することを標準とします。

なお、地域支援事業費の財源については介護保険給付費とは異なります。

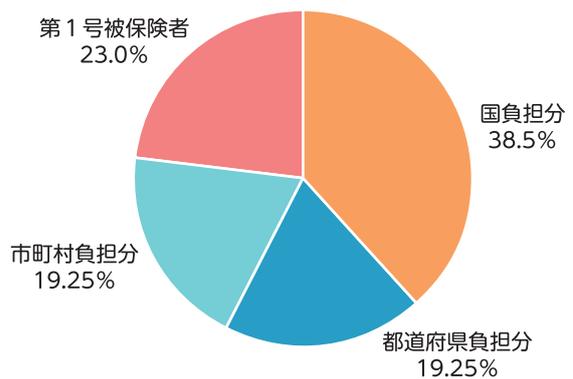
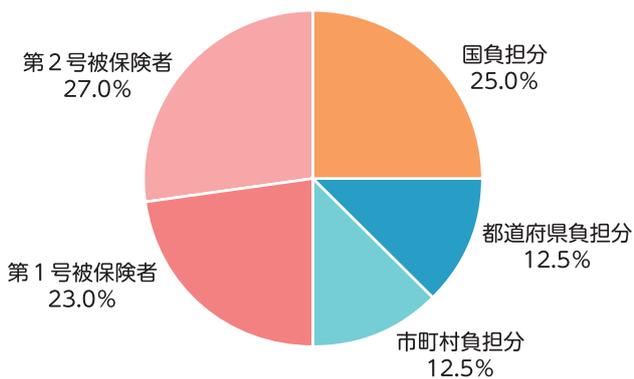
【居宅サービス費（カッコ内数字は、施設給付費）】



【地域支援事業費】

○介護予防・日常生活支援総合事業

○包括的支援事業・任意事業



- ※ 介護保険加入者のうち65歳以上の方を第1号被保険者、40～64歳の方を第2号被保険者といいます。
- ※ 75歳以上比率が高い市町村や所得が全国平均よりも低い水準にある市町村について、介護保険の財源が不足しないように調整交付金で格差が調整されます。
- ※ 地域支援事業については、基金（第2号被保険者）の負担がないため、27%分を国2:府1:市1の負担割合に応じて、負担率を定めています。

● 第1号被保険者一人あたりの月額保険料額

①介護保険サービス等の利用にかかる費用（標準給付費見込額）（27,805,301,168円）
+ ②介護予防事業等の費用（地域支援事業費）（1,864,554,000円）
= （29,669,855,168円）

× 第1号被保険者負担割合（23%）

= ③第1号被保険者負担相当額（6,824,066,689円）

+ 調整交付金相当額（1,455,155,208円）
- 調整交付金見込額（1,491,857,000円）
+ 財政安定化基金拠出金見込額（0円）
+ 財政安定化基金償還金見込額（0円）
- 準備基金取崩見込額（797,000,000円）
+ 市町村特別給付費等（3,000,000円）

= ④保険料収納必要額（5,993,364,897円）

÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者（85,505人）
÷ 予定保険料収納率（98.0%）

= ⑤保険料基準額（年間）（71,520円）

÷ 12か月

= ⑥保険料基準額（月額）（5,960円）

所得段階の設定

区 分	対 象 者	保険料	
		負担率	年間
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者及び、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方 	基準額×0.50 (基準額×0.30) [※]	35,760円 (21,456円)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方 	基準額×0.70 (基準額×0.45) [※]	50,064円 (32,184円)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円を超える方 	基準額×0.75 (基準額×0.70) [※]	53,640円 (50,064円)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 課税世帯で、本人が市民税非課税で課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 	基準額×0.85	60,792円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 課税世帯で、本人が市民税非課税で課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える方 	基準額	71,520円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 	基準額×1.15	82,248円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方 	基準額×1.20	85,824円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が160万円以上210万円未満の方 	基準額×1.30	92,976円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 	基準額×1.50	107,280円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方 	基準額×1.70	121,584円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方 	基準額×1.75	125,160円
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方 	基準額×1.90	135,888円
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方 	基準額×2.00	143,040円
第14段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方 	基準額×2.10	150,192円
第15段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の方 	基準額×2.25	160,920円

※ 第1段階から第3段階は公費による負担軽減措置があります。()内が保険料軽減措置適用後の負担率及び保険料額です。

第8期 池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

令和3年3月発行

編集・発行 池田市 福祉部 高齢者政策推進室 介護保険課
〒563-8666 池田市城南1-1-1
TEL 072-752-1111 (代表)